

事由	退職
記入例番号	5
ケース	1月から4月末の間に退職。一括徴収（義務）
異動後の未徴収税額	一括徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

所在地 〒×××-×××× 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		特別徴収義務者 指定番号	6012345
フリガナ		宛番号	1234
氏名又は名称 〇〇商事株式会社		担連 所属	総務課 給与係 田中 花子
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 1 2 3 4 1 2 3		担連 番号	5-6789 内線 (123)
給与支払報告書に記載した事業 所内で従業員のかたを管理・特定 するための番号を記入。 特にない場合は、空欄。 中村 太郎		退職後に出国（帰国）される場合 は、給与から差し引けなくなる未 徴収税額を可能な限り一括徴収し てください。	
生 年 月 日 S 33 年 6 月 9 日 個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 1 月まで 104,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 35,600 円
受給者番号 12345 1月1日 現在の住所 吉野ヶ里町〇〇△△△番地 異動後 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地	異動後の未徴 収 税額 の徴収方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・長期 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 1 月 31 日	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

一致するように記入

一括で徴収した税額を納入する月を記入。
 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。（ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替）

番号	
住所	
氏名	
電話	

2. 一括徴収の場合

2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 2 月 25 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 35,600 円

左記の一括徴収した税額は、2 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

1月末で退職した給与所得者の徴収方法を、2月分一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）

(イ) 徴収済額 104,400円（6月から1月分）

(ウ) 未徴収税額 35,600円（2月から翌年5月分）

↑

一括徴収税額（納入額と同額）